

NTCIR タスク参加者用テストコレクション利用許諾に関する覚書

(NTCIR ワークショップ参加者用)

大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 国立情報学研究所 (以下「甲」という)と
_____ (以下「乙」という)は、NTCIR ワークショップにおいて甲が提供する「NTCIR-11 Recognizing Inference in Text and Validation EN サブタスク システム訓練用タスクデータ タスク参加者用テストコレクション」に関して、以下の通りの覚書を結ぶこととする。

第1条 (データの内容)

1. 「システム訓練用タスクデータ」とは、別紙細則1に定めるデータのことである。
- 2.

第2条 (権利の帰属)

1. 「システム訓練用タスクデータ」に関する著作権については、別紙細則2に定める。
2. 乙が、「システム訓練用タスクデータ」を利用して開発した技術、システムなどに関して生じた知的財産権は、乙に帰属する。
3. 乙から提出されたデータに基づいて、甲が行った分析結果、「システム訓練用タスクデータ」の改良などに関して生じた知的財産権は、甲に帰属する。

第3条 (利用許諾)

甲は乙に対して「システム訓練用タスクデータ」の利用を許諾する権原を有しており、第7条に示す本覚書の有効期間中、第4条に定める範囲に基づき無償で乙に許諾する。

第4条 (利用許諾の範囲)

1. 乙は、「システム訓練用タスクデータ」を NTCIR ワークショップの課題遂行および課題に関連する研究目的にのみ利用できるものとする。
2. 乙は、「システム訓練用タスクデータ」を利用する者を、下記の研究代表者および当該研究代表者と同一組織 (研究室、グループ、プロジェクト等の名称を問わない。)に属し、直接に共同して研究を行う者、ならびに当該研究代表者が直接指導する大学院生等 (以下「研究グループ」という)に限定されるものとする。

記

研究代表者 (研究グループ代表)

所属・職名:

氏名:

3. 乙は、「システム訓練用タスクデータ」およびその全体または一部を複製したもの、あるいは、それを復元できる状態に加工されたデータを第三者に対して、売買、貸与、刊行、配布、送信可能化をしてはならない。
4. 乙は、NTCIR-11 ワークショップ終了後は「システム訓練用タスクデータ」を情報検索、自然言語処理等に関する研究目的にのみ利用できるものとする。
5. 乙は、利用者の名簿を管理し、甲から求めがあった場合は、遅滞なく、これを甲に提出するものとする。

第5条 (提供の方法)

甲は、別紙細則3に定める手段により「システム訓練用タスクデータ」を乙に提供する。

第6条 (知見の発表)

1. 乙は、本覚書に違反しない範囲において、「システム訓練用タスクデータ」を利用して得られた知見に関する研究発表を行うことができる。
2. 乙は、研究発表において、自己の研究を記述するために必要な場合に限り、「システム訓練用タスクデータ」に含まれるデータの一部を引用することができる。その際、引用する部分の著作権および出版者等の権利を侵害してはならない。
3. 乙は、発表論文に、システム訓練用タスクデータを利用したことを明記し、かつ、NTCIR ワークショップの会議論文集と関連する文献を引用するものとする。
4. 乙は、発表論文の書誌事項 (掲載資料名、巻号ページ、出版者、発表年月日等)とともに発表論文の別刷りまたはコピーを一部、論文発表の都度、甲に提出するものとする。
5. 乙は、「システム訓練用タスクデータ」を利用して得られたデータの公開については、事前に甲から書面による承認を得ることとする。

6. 乙は、「システム訓練用タスクデータ」を用いた評価結果を商品の広告、宣伝などの営利目的、および誹謗・中傷に用いてはならない。

第7条（覚書の有効期間）

1. 本覚書の有効期間は、覚書締結日より平成27年3月31日までとする。
2. 有効期間または更新期間をさらに更新しない場合は、乙は期間満了後、乙はすべての計算機およびメディアから「システム訓練用タスクデータ」を速やかに消去しなければならない。
3. 乙の属する組織または乙の所属に変更の生じた場合は、遅滞なくこれを甲に報告し、必要があれば覚書の取り交わしを改めて行うものとする。

第8条（報告書の提出）

1. 乙は、NTCIR ワークショップの定められた手順に従って、成果報告を甲に提出するものとする。
2. 乙は、「システム訓練用タスクデータ」を利用した当該年度の研究活動に関する報告書を各年度末の一ヶ月前までに甲へ提出するものとする。

第9条（データの利用中止）

1. 乙は、本覚書に違反する利用が行われた場合、甲の申し入れにより、直ちに「システム訓練用タスクデータ」の利用を中止し、すべての計算機およびメディアから、「システム訓練用タスクデータ」およびこれを加工して得られたデータの全てを速やかに消去し、消去した旨の書面を甲に提出しなければならない。
2. 「システム訓練用タスクデータ」の著作権者または利用許諾権者から、個々のデータの利用中止の要請があった場合、乙は、甲の申し入れにより、すべての計算機およびメディアから該当するデータを速やかに消去し、消去した旨の書面を甲に提出しなければならない。

第10条（免責事項）

甲および「システム訓練用タスクデータ」の著作権者または利用許諾権者は、理由の如何を問わず、乙が「システム訓練用タスクデータ」を利用したことにより生じた不利益について、一切の責任を負わないものとする。

第11条（協議事項）

本覚書に定めのない事項が生じた場合は、甲乙は誠意を持って協議し、問題を解決するものとする。

第12条（管轄裁判所）

本覚書に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本覚書の成立の証として本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

（甲） 東京都千代田区一ツ橋二丁目1番2号
大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構
国立情報学研究所
所長 喜連川 優

（乙） 住所 _____
名称 _____
役職名 _____
氏名 _____

別紙 NTCIR-11 Recognizing Inference in Text and Validation EN サブタスクシステム訓練用タスク
データ

タスク参加者用テストコレクション

(NTCIR ワークショップ 11 参加者用)

細則 1 「システム訓練用タスクデータ」とは、「NTCIR-10 Recognizing Inference in TExt 大学入試サブタスク タスクデータ」であり、甲が、細則 2 に定める著作権者から「NTCIR-11 Recognizing Inference in TExt and Validation EN サブタスク」の参加者に共同研究者として利用させることを許諾された表 A に掲げる大学入試サブタスク教科書データから作成した、タスクの課題データと開発データ、および適合判定データの総称である。

表 A 大学入試サブタスク 教科書データ

A.1 甲が東京書籍株式会社より提供を受けた以下に掲げるデータ

- ・世界史 A (平成 20 年度発行)
- ・世界史 B (平成 19 年度発行)
- ・新選世界史 B (平成 19 年度発行)
- ・日本史 A-現代からの歴史- (平成 20 年度発行)
- ・日本史 B (平成 16 年度発行)
- ・新選日本史 B (平成 16 年度発行)
- ・現代社会 (平成 19 年度発行)
- ・政治・経済 (平成 20 年度発行)

A.2 A.1 に掲げたデータに甲が付与したアノテーション

細則 2 「システム訓練用タスクデータ」のうち、大学入試サブタスク教科書データに由来するタスクのテキストデータに関する著作権は、当該データ上に第三者に著作権がある旨明記されている引用部分およびアノテーション部分を除き、東京書籍株式会社に帰属する。大学入試サブタスク教科書データに由来しないテキストデータに関する編集著作権は、甲に帰属する。アノテーションに関する著作権は、甲に帰属する。なお、「システム訓練用タスクデータ」は「教科書データ」に由来するものであるが、その内容については「教科書データ」の著作権者が責任を負うものではない。

細則 3 甲は、乙に対する「システム訓練用タスクデータ」の提供をファイル転送などの電子的手段により行う。